

○東京藝術大学事務協議会規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成16年9月17日 平成17年4月12日
平成23年7月8日 平成25年10月24日
令和2年7月6日

(設置)

第1条 本学に、事務協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、本学における事務の円滑並びに能率的運営を計ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる職員で組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 課長
- (3) 事務長
- (4) 課長補佐
- (5) 事務長補佐
- (6) 専門員（再任用を除く。）

2 協議事項により、他の職員を出席させることができる。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「役員会等」という。）に提出する議事の予備的審議を必要とする事項
- (2) 役員会等において決定した事項の実施に関する事項
- (3) 諸規則の制定並びに改廃に関する事項
- (4) 各部局相互の事務の連絡調整を要する事項
- (5) その他、事務処理上必要とする事項

(議長)

第5条 協議会は、事務局長が招集し、その議長となる。

2 事務局長が事故あるときは、総務課長がこれに代わる。

(会議)

第6条 協議会は、定例会議と臨時会議とする。定例会議は毎月1回開き、臨時会議は、事務局長がその必要を認めたとき開く。

(議題)

第7条 各部局の議題は、協議会の3日前迄に事務局長に提出するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学事務協議会規則（昭和28年2月12日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年7月6日から施行し、令和3年7月1日から適用する。